

令和元年度（平成31年度）教育委員会定例会会議録

【日時】 令和元年7月23日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時43分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

職員部長 石渡 一城

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

教育改革推進担当担当課長 遠藤 英磨

文化財課長 服部 隆博

生涯学習推進課長 大島 直樹

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 中村 香

委員 高橋 美里

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時10分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

5月の臨時会、定例会及び6月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、訴訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、報告事項No.5は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、

事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、また議案第24号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによってよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

なお、議案第24号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

議案第24号については、人事に関する案件のため、会議録は非公開とさせていただきます。
なお、当日の冒頭の教育長の宣言と異なる会議録の取扱いをすることについては、令和元年9月27日の定例会において、教育委員の了承を得ております。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

中村委員と高橋委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項No.1 叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.1 叙勲について」、御報告申し上げます。

今回、元川崎市立住吉中学校校長、本橋弘先生が、令和元年6月28日付で高齢者叙勲を受けられました。本橋弘先生におかれましては、昭和29年に教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立住吉中学校校長として退職されるまでの37年間、教育の発展に力を尽くされました。

特に理科教育に造詣が深く、神奈川県立教育センターや川崎市教育研究所において、理科教育の発展と教員の授業力向上に取り組まれました。

また、川崎市立中学校教育研究会理科研究部会において会長を勤められ、川崎市の教育の充実と発展に寄与されました。

その長年の教育功勞に対して、今回叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No.1については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

特によろしいですかね。

それでは、報告事項No. 1 について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1 は承認いたします。

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、教育改革推進担当担当課長、お願いいたします。

【遠藤教育改革推進担当課長】

よろしくお願いいたします。

「報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明します。

本日の報告は、川崎市学校運営協議会委員の委嘱・解嘱についての内容です。

このたび、東橋中学校区学校運営協議会から、委員の任期途中の変更につきまして、申し出がございました。委員変更の理由は、自治会の代表者交代に伴い、新たな学校運営協議会地域住民委員が選出されたためでございます。

この申し出は、去る6月11日に開催されました教育委員会以降の委員変更の届出であり、かつ、東橋中学校区学校運営協議会の開催が、6月22日に設定され、それに間に合わせるため、「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項に基づき、6月21日付けで、教育長の臨時代理による委嘱・解嘱を行いました。

なお、新委員の任期は、「学校運営協議会規則」第11条第2項の規定により、前任者の残任期間となりますので、令和元年6月22日から令和2年3月31日までとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますか。

よろしいですかね。

それでは、報告事項No. 2 については、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

報告事項 No. 3 旧原家住宅表門・旧原家住宅稲荷社の国登録有形文化財（建造物）の登録について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.3 旧原家住宅表門・旧原家住宅稲荷社の国登録有形文化財（建造物）の登録について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【服部文化財課長】

「報告事項No.3 旧原家住宅表門・旧原家住宅稲荷社の国登録有形文化財（建造物）の登録について」、御説明いたします。

表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。はじめに、「1 旧原家住宅表門・旧原家住宅稲荷社の概要」でございますが、名称は旧原家住宅表門・旧原家住宅稲荷社、所在地は中原区小杉陣屋町、所有者は個人、建築年代は、表門が明治中期から後期で、稲荷社が明治32年ごろ、構造は、表門が木造、瓦葺、間口2.7メートルで、稲荷社が木造平屋建、銅板葺、建築面積1.0平方メートルでございます。経緯につきまして、教育委員会では、所有者及び文化庁等と調整を行い、平成31年2月に文化庁に意見具申を行っていたものでございます。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。上段が表門の写真、下段が稲荷社の写真でございます。

もう1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。位置図でございまして、中原区小杉陣屋町に所在し、中原街道に面しております。

1ページにお戻りください。「2 旧原家住宅表門・旧原家住宅稲荷社の評価」でございますが、所有者は現在12代目に及ぶ有力な旧家で、豪農・大地主として地域社会に貢献してきました。

明治44年に上棟した母屋は、平成元年に日本民家園に移築され、川崎市重要歴史記念物に指定されておりますが、表門と稲荷社は若干の移動等はあるものの、敷地内に残存し、「陣屋門プラザ」として地域に公開されております。

表門は、大地主の表構えにふさわしい堂々とした規模と総檜造の薬医門で、ほぼ当初材を留めている点と、旧形式が判明する点は重要で、地域に親しまれた文化遺産として注目されます。

稲荷社は、総檜製の一間社流造で、豪華かつ精巧な細工が施されており、建築当初の形式をとどめ、近代における大地主層の屋敷神の様相を伝えるものとして貴重な存在です。

次に、「3 登録のスケジュール」でございますが、令和元年7月19日に国の文化審議会から国登録有形文化財（建造物）の登録が文部科学大臣に答申され、時期は未定でございますが、官報告示をもって正式に登録される予定でございます。

今回の答申により正式に登録されますと、本市で初の個人所有の国登録有形文化財（建造物）になりますので、今後につきましても、所有者と御相談させていただきながら、文化財の保存と活用への支援を行っていくとともに、地域の魅力づくりにつなげてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

それでは、何か御質問等がございますでしょうか。

【小原委員】

教えていただきたいんですけど、母屋のほうも民家園のほうにあるんですよね。あれも総檜造ですよね。

【服部文化財課長】

そうですね。総檜造です。

【小原委員】

ですよね。これも檜造で、あれなんでしょうか、参考に教えてほしいんですけど、檜の木って、自分の山からとったとか、そういう感じなんですか。

【服部文化財課長】

原家所有の土地から切り出されたというふうなことを言われております。

【小原委員】

じゃあ、門もそんな。そういう感じなんですね。

【服部文化財課長】

伺っております。

【小原委員】

あともう一つすみません。薬医門という取扱いというのは、お医者さんに関するんですか。

【服部文化財課長】

薬医門の形式は、主にそういう医者の門に使われているということが多いんですけども、比較的格の高い形式の門でございますので、医者以外にも、こうした大地主層の門として使われることはございます。

【小原委員】

あと、「陣屋門プラザ」という形で地域に公開されているということになっているんですけども、これはここには母屋があったときの関係性を示す位置図みたいなものというものはあるんです

か。

【服部文化財課長】

所有者の家には、明治以降の敷地の図面等が残っておりまして、旧原家住宅の母屋を民家園に移築したときの移築修理の報告書に掲載はされておりますが、当時の敷地内での建物の配置というのは図面として残っております。

【小原委員】

それを、例えば今後は、この門のところとかに掲示をすとか、そういうことはあるんですか。

【服部文化財課長】

国登録になることによりまして、活用事業の一環として、こうした解説板等を立てるときには国からの補助が得られることになっておりますので、そうしたものを活用しながら、広く皆さんに、当時のそういう建物の配置だとか、そういうものをお知らせするというのも可能でございますので、これはまた所有者様のほうと御相談をしながら進めていければというふうに思っております。

【小原委員】

そうですね。民家園にある、母屋がむこうもありますよというような、そういうお知らせというの、もしかしたら可能かもしれないと。

【服部文化財課長】

ただ、現在ですが、この陣屋門プラザのすぐ隣にマンションが、母屋の跡にマンションが建てられておりますけれども、そのマンションの角で、陣屋門側の角にギャラリー的な形で所有者様の御意向で展示をされておりますので、そこでいくらか当時の原家の様子とか写真ですとか、そうしたものを展示されておりますので、地域の方にはなじみのあるような、親しまれているような状況は今でもございます。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

これは個人が所有されたまま、国の有形文化財に登録されるということだと思んですが、これ、川崎市はこれに対してどんなことをサポートしていくということになるんでしょうか。

【服部文化財課長】

国の登録有形文化財に登録されますと、指定とは違いますが、保存しながら活用するという、この国登録有形文化財の趣旨がございますので、それに則った形で私ども、地域の皆さんにも表門、また稲荷社を知っていただけるような形で、先ほども申し上げましたけれども、解説板ですとか、または既に公開されていますけれども、現地公開、現地解説だとか、そういうような形での公開、活用というのはこれからできる要素がございますので、それも所有者様のほうの御都合がございますので、御相談しながら一緒に進めていくということ是可以なというふうには思っております。

【岩切委員】

保存に関しては、何かやることはあるのでしょうか。

【服部文化財課長】

市が保存に対して経費的な補助というのはいないんですけれども、私ども文化財審議会の委員でもある建築の専門の先生がいらっしゃいますので、維持管理、または修理等も含めて、そうした専門家のアドバイスをいただけるようには、所有者様の御意向に沿って支援をしてまいりたいというふうに思っております。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

【高橋委員】

こちらって、公開されているということなんですけれど、周りの例えば小・中学校さんとかで教材として使用されたりということをしているのか、活用されているのかというのはどういう状況になっているのでしょうか。

【服部文化財課長】

今のところ、特に学校で教材として活用していらっしゃるとかでは伺ってはおりませんが、今後、こういう国の登録有形文化財になりますので、やはり地域の宝として地域学習の中に活用していただければと思っておりますので、またそうした活用の仕方も、今後周辺の学校さんの、例えば指導提携を含めて御依頼があれば、積極的に支援していけるようにしたいと思っております。

【高橋委員】

登録されたことで、より学校とかでも活用しやすくなるというイメージでよろしいんですかね。

【服部文化財課長】

そうでございますね。やはり、この国登録有形文化財というのは、やはり保存しながら、先ほど申し上げましたように、活用するという趣旨で創設されたものでございますので、これから活用しやすいような形で、所有者様のほうも陣屋門プラザとして、既に公開しておりますので、そうした、ある意味ではもっとこれから広く価値を知っていただきたいということは所有者様もしっかりとお考えいただいていることと思っております。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、中村委員。

【中村委員】

活用というところで、小学生が読む「かわさき」というような副読本があると思うんですけども。

【小田嶋教育長】

副読本「かわさき」。

【中村委員】

ああいうのにも、今載っているのかどうかわからないんですけど、載せていくといいのかなと思ったんですけども。

【服部文化財課長】

こうした情報提供につきましては、やっぱり学校でも使いやすいような、教材として使いやすいような形で御提供できればと思いますので、なかなか建築ですと難しい用語がいっぱい出てきますので、もっとわかりやすいような、例えば紹介文とか、そういうものもちょっと私どものほうでも工夫して、解説板等に活かしたりですとか、お問合せがあったときにもお答えできるような、そんな準備はしてまいりたいと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはないようでしたら、報告事項 No. 3 について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、報告事項No.3は承認といたします。

8 議事事項 I

議案第23号 「遊山墓仙詩碑」の川崎市重要郷土資料の指定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第23号 遊山墓仙詩碑の川崎市重要郷土資料の指定について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【服部文化財課長】

「議案第23号 『遊山墓仙詩碑』の川崎市重要郷土資料の指定について」、御説明いたします。

はじめに、議案をごらんください。本議案は、川崎市文化財保護条例第2条第1項第3号に基づき、「遊山墓仙詩碑」を川崎市重要郷土資料に指定するものでございます。所有者は「宗教法人平間寺代表役員藤田隆乗様」、所在地は「川崎市川崎区大師町4番48号」でございます。

続きまして、参考資料の1ページをお開きいただき、資料1をごらんください。こちらは、平成31年4月4日付で所有者より提出された指定申請書でございます。

次に、5ページをお開きいただき、資料2をごらんください。教育長から文化財審議会会長への諮問書でございます。令和元年5月14日開催の教育委員会臨時会で御審議いただき、諮問したものでございます。

次に、7ページをお開きいただき、資料3をごらんください。令和元年6月6日開催の文化財審議会において審議を行った結果、本碑は市重要郷土資料にふさわしいものとされ、教育長宛てになされた答申でございます。文化財審議会では、大師信仰と近世書道史上の大師書法の記録を現在に伝えるものであり、多面的な価値を有する近世金石文資料として、文化財的価値が高いものであると評価されております。

なお、本日、御審議いただき、市重要郷土資料の指定について決定いただきましたら、川崎市公報に指定に関する告示を行い、あわせて、所有者等に通知する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

質問等はございますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、議案第23は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第23号は、原案のとおり可決いたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 就学通知処分取消等請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項 No. 4 は承認された。

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、榎本庶務課長が説明した。

報告事項 No. 5 は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第24号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱について

大島生涯学習推進課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第24号は原案のとおり可決された。

11 その他（8月25日臨時会 傍聴人定員について）

【小田嶋教育長】

次に、令和2年度に市立学校で使用する教科用図書の採択を行うため、8月25日、日曜日、午前10時から、川崎市総合教育センター第1研修室にて、教育委員会臨時会を開催いたしますが、その臨時会の傍聴人の定員につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、教科用図書採択に係る教育委員会臨時会の傍聴人の定員について御説明させていただきます。

お手元の資料で、傍聴人規則を資料として御用意させていただいておりますので、それを参考にしながら御説明させていただきます。

当日、総合教育センターの第1研修室に、傍聴席を用意する予定でございますが、スペースに限りがあること、また非常時等の安全対策等も考えますと、お手元の資料の傍聴人規則第2条に基づきまして、定員を180名と定めたいと思っております。

また、当日午前9時の時点で、定員を超えた場合は、抽せんという形を考えております。9時の時点で定員を満たしていない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴人を受け入れることを検討したいと考えております。

なお、抽せんに外れた方も音声を聴けるように、第1研修室前のロビーにて、音声のみ放送することを検討したいと思っております。

以上、教科用図書採択に係る臨時会についての傍聴人の定員につきまして、御説明をさせていただきました。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

この、研修室というのは定員何名のお部屋なんですか。180名プラス何人か。200人くらいなんですか。

【小田嶋教育長】

もっと大きいですね。

【瀬川庶務課担当課長】

正式な数字はちょっと把握していないんですけども、おそらく200前後ぐらいだと思いますけれども。

【高橋委員】

前にあれですよ、私たちの教育委員のテーブルがあるので、その分定員より入れる人が少し少なくなるというイメージですよ。

【小田嶋教育長】

椅子だけを並べる形になりますので、傍聴席は。それで、普段は椅子とテーブルがあって、研修をやるときに250人ぐらいですかね。机がかなりスペースをとるものですから、今回は教科書を置いたりとか、我々の会議スペースを前のほうに設けて、その後ろに事務局の席があって、その後ろに椅子だけでやる形になる、そんなイメージでしていただくといいかなと思いますけれども。

ほかには何か、御意見、御質問等ございますか。

【小原委員】

例年の人数と同じぐらいでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

そうです。昨年と同じです。

【小原委員】

ですよ。わかりました。

【高橋委員】

ちなみに、去年は席が満員でしたか。ロビーにあふれるほど。

【瀬川庶務課担当課長】

それはないです。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

それでは、事務局案のとおり、8月25日、日曜日、午前10時から、川崎市総合教育センター第1研修室にて、教科用図書採択に係る教育委員会臨時会を開催するに当たり、傍聴人の定員を180名と定め、当日午前9時の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合には、抽せんすることに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

【中村委員】

これはいつ公開されるんですか。

【小田嶋教育長】

今週中に報道に投げる予定であります。例年、もう少し遅くなって、まだかまだかというのが、オーダーが来るんですが、ことしはちょっと早めまして、約1カ月前、今週中に公開する予定であります。

【中村委員】

そうしていただけると。

12 閉会宣言

【小田嶋教育長】

では、本日の会議は、これもちまして終了といたします。

(14時43分 閉会)